

表 15-3-1

		合計	そう思う	ど ばち そら うか 思 う 言 え	ばど そち うら 思 か わ な い	そ う は 思 わ な い	統計的 検定
1 犯罪被害者に対する公的な（経済的）補償は十分だと思う	10歳代	124	8.9%	48.4%	27.4%	15.3%	p<.001 ***
	20歳代	171	4.7%	25.7%	48.5%	21.1%	
	30歳代	170	7.6%	23.5%	45.9%	22.9%	
	40歳代	191	4.2%	18.8%	44.5%	32.5%	
	50歳代	215	2.3%	10.2%	55.8%	31.6%	
	60歳代	253	5.1%	7.5%	50.2%	37.2%	
	70歳代以上	215	4.2%	18.1%	52.1%	25.6%	
	合計	1339	5.0%	19.4%	47.7%	27.9%	

表 15-3-2

F2 年齢	1 犯罪被害者に対する公的な（経済的）補償は十分だと思う・逆
10歳代	2.5
20歳代	2.9
30歳代	2.8
40歳代	3.1
50歳代	3.2
60歳代	3.2
70歳代以上	3.0
合計	3.0

表 15-3-1 と表 15-3-2 より、「1 犯罪被害者に対する公的な（経済的）補償は十分だと思う・逆」では、年齢が高い人びとよりも、むしろ、年齢が低い人びとの平均値が低い傾向にあることがわかります。

ただし、この結果をもって、年齢と犯罪被害者の方やその家族に関する人権意識との間に関連があると結論づけることはできません。

職種との関連をみると、表 15-4-1 のとおり、1 項目のみ関連がみられました。

表 15-4-2 は、関連が見られた項目について、平均値を求めたものです。

表 15-4-1

		合計	そう思う	どちら そう 思う	どちら そう 思わ ない	そう は 思 わ ない	統計的 検 定
1 犯罪被害者に対する公的な（経済的）補償は十分だと思う	自営業	70	8.6%	17.1%	41.4%	32.9%	p<.001 ***
	自由業	13	0.0%	23.1%	53.8%	23.1%	
	公務員・教員	61	4.9%	14.8%	49.2%	31.1%	
	経営者・役員	34	2.9%	14.7%	41.2%	41.2%	
	正規職員	321	5.6%	17.8%	48.0%	28.7%	
	非正規職員	275	4.4%	15.6%	52.4%	27.6%	
	学生	162	6.8%	42.0%	34.0%	17.3%	
	無職	392	3.6%	16.1%	51.3%	29.1%	
	合計	1328	4.9%	19.6%	47.7%	27.8%	

表 15-4-2

F3 職業	1 犯罪被害者に対する公的な（経済的）補償は十分だと思う・逆
自営業	3.0
自由業	3.0
公務員・教員	3.1
経営者・役員	3.2
正規職員	3.0
非正規職員	3.0
学生	2.6
無職	3.1
合計	3.0

表 15-4-1 と表 15-4-2 より、「1 犯罪被害者に対する公的な（経済的）補償は十分だと思ふ・逆」について、学生が他の職種よりも平均値が低いことを指摘できます。

この結果のみでは、職種と犯罪被害者の方やその家族に関する人権意識との間に関連があると結論づけることはできません。

地区との関連では、表 15-5-1 のとおり、「2 犯罪被害者の方やその家族のことを好奇心目でみてしまうのは好ましくない」の 1 項目のみ関連がみられました。

表 15-5-2 は、関連の見られた項目の平均値を求めたものです。

表 15-5-1

		合計	そう思う	言えばそう思う	ど思われない	言えばそう	ど思わない	統計的検定
2 犯罪被害者の方やその家族のことを好奇心目でみてしまうのは好ましくない	三田地区	157	61.8%	29.3%	3.8%	5.1%	p=.027 *	
	三輪地区	176	58.0%	35.8%	3.4%	2.8%		
	広野地区	56	51.8%	42.9%	0.0%	5.4%		
	小野地区	28	64.3%	35.7%	0.0%	0.0%		
	高平地区	34	61.8%	32.4%	0.0%	5.9%		
	藍地区	26	57.7%	42.3%	0.0%	0.0%		
	本庄地区	23	47.8%	30.4%	8.7%	13.0%		
	フラワータウン地区	269	58.4%	36.4%	4.5%	0.7%		
	ウッドィタウン地区	436	63.8%	31.4%	2.5%	2.3%		
	カルチャータウン地区	47	66.0%	27.7%	6.4%	0.0%		
	つつじが丘地区	87	65.5%	28.7%	5.7%	0.0%		
	合計	1339	60.9%	33.2%	3.4%	2.5%		

表 15-5-2

F4地区	2 犯罪被害者の方 やその家族のことを 好奇心でみてしま うのは好ましくない
三田地区	3.5
三輪地区	3.5
広野地区	3.4
小野地区	3.6
高平地区	3.5
藍地区	3.6
本庄地区	3.1
フラワータウン地区	3.5
ウッディタウン地区	3.6
カルチャータウン地区	3.6
つつじが丘地区	3.6
合計	3.5

表 15-5-1 と表 15-5-2 より、「2 犯罪被害者の方やその家族のことを好奇心でみてしま  
うのは好ましくない」について本庄地区の平均値が低いことがわかります。

ただ、この結果のみでは、地区と犯罪被害者の方やその家族に関する人権意識との間に  
関連があると結論づけることはできません。

**問 16** 三田市では毎月 15 日に人権に関する広報紙「人権さんだ」を「伸びゆく三田」の中で掲載しています。読まれていますか。 (どれかに○)

問 16 は、「人権さんだ」を読んでいる傾向を問うものです。

表 16-1-1 によると、「よく読んでいる」は、12.7%、「ときどき読んでいる」36.8%、「あまり読んでいない」33.3%、「人権さんだ」そのものを知らない」16.5%となっています。

「人権さんだ」を読む傾向を点数化して平均値を求めるにあたって、次のように操作します。

「1 よく読んでいる」4, 「ときどき読んでいる」3, 「あまり読んでいない」2, 「人権さんだ」そのものを知らない」1 とします。

平均値は、**2.46** となります。ちなみに、表 16-1-2 の 2007 年調査について平均値を求めると、**2.56** となります。2007 年よりも 2020 年のほうが、「人権さんだ」を読んでいる比率が幾分減少していると解釈されます。

表 16-1-1  
表 16-1-2

「人権さんだ」を読んでいるか		
	度数	パーセント
よく読んでいる	180	12.7
ときどき読んでいる	523	36.8
あまり読んでいない	473	33.3
「人権さんだ」そのものを知らない	234	16.5
無回答	10	.7
合計	1420	100.0

32広報紙「人権さんだ」を読んでいるか

	度数	パーセント
よく読んでいる	271	14.1
ときどき読んでいる	769	39.9
あまり読んでいない	523	27.1
知らない	278	14.4
無回答	87	4.5
合計	1928	100.0

表 16-2-1 は、基本属性と「人権さんだ」を読んでいる経験との関連をみたものです。性別、年齢、職種について統計的有意差が認められました。地区について有意差は認められません。

表 16-2-2 は、性別、年齢別、職種について平均値を求めたものです。

表 16-2-1

	「人権さんだ」を読んでいるか					
	合計	よく読んでいる	ときどき読んでいる	あまり読んでいない	「人権さんだ」そのものを知らない	
男性	623	8.7%	35.2%	36.1%	20.1%	p<.001 ***
女性	760	16.2%	38.8%	31.6%	13.4%	
性別未選択者	12	16.7%	50.0%	16.7%	16.7%	
合計	1395	12.8%	37.3%	33.5%	16.4%	
10歳代	126	2.4%	19.8%	46.8%	31.0%	p<.001 ***
20歳代	174	2.9%	16.7%	39.7%	40.8%	
30歳代	179	6.7%	36.9%	30.7%	25.7%	
40歳代	195	12.8%	39.5%	32.8%	14.9%	
50歳代	218	17.0%	46.3%	28.9%	7.8%	
60歳代	262	15.3%	45.8%	33.2%	5.7%	
70歳代以上	234	23.9%	41.9%	29.1%	5.1%	
合計	1388	12.8%	37.2%	33.5%	16.5%	
自営業	71	12.7%	38.0%	33.8%	15.5%	p<.001 ***
自由業	14	0.0%	35.7%	42.9%	21.4%	
公務員・教員	61	24.6%	32.8%	23.0%	19.7%	
経営者・役員	35	5.7%	71.4%	14.3%	8.6%	
正規職員	321	6.2%	34.0%	35.2%	24.6%	
非正規職員	284	14.8%	41.9%	33.1%	10.2%	
学生	165	2.4%	17.0%	46.1%	34.5%	
無職	424	19.6%	42.7%	30.4%	7.3%	
合計	1375	12.7%	37.4%	33.5%	16.4%	
三田地区	157	13.4%	35.0%	35.0%	16.6%	p=.237
三輪地区	178	12.9%	39.9%	30.3%	16.9%	
広野地区	57	12.3%	52.6%	29.8%	5.3%	
小野地区	27	7.4%	48.1%	33.3%	11.1%	
高平地区	35	17.1%	37.1%	28.6%	17.1%	
藍地区	26	7.7%	30.8%	34.6%	26.9%	
本庄地区	23	30.4%	26.1%	43.5%	0.0%	
フラワータウン地区	274	11.3%	37.6%	32.8%	18.2%	
ウッディタウン地区	438	11.6%	38.6%	34.0%	15.8%	
カルチャータウン地区	48	18.8%	22.9%	35.4%	22.9%	
つつじが丘地区	89	16.9%	31.5%	37.1%	14.6%	
合計	1352	12.9%	37.5%	33.5%	16.1%	

表 16-2-2

F1 性別	「人権さんだ」を読んでいるか	F2 年齢	「人権さんだ」を読んでいるか	F3 職業	「人権さんだ」を読んでいるか
男性	2.3	10歳代	1.9	自営業	2.5
女性	2.6	20歳代	1.8	自由業	2.1
性別未選択者	2.7	30歳代	2.3	公務員・教員	2.6
合計	2.5	40歳代	2.5	経営者・役員	2.7
		50歳代	2.7	正規職員	2.2
		60歳代	2.7	非正規職員	2.6
		70歳代以上	2.9	学生	1.9
		合計	2.5	無職	2.8
				合計	2.5

表 16-2-1 と表 16-2-2 より、次のような解釈ができます。

性別では、性別未選択者、女性、男性の順に平均値が低くなっています。

年齢では、年齢が下がるほど、平均値が低くなっており、表 16-2-1 によると、年齢が低いほど読んでいる比率が下がるとともに、「人権さんだ」そのものを知らない比率が高いことがわかります。

職種では、経営者・役員、無職の人びとの平均値は比較的高く、学生、自由業の平均値が低いことがわかります。

## まとめにかえて

### (1) 知見

本稿では、調査票に掲載されている項目順に度数分布を示し、基本属性である性別、年齢別、職種別、地区別と各項目とのクロス集計と $\chi^2$ 検定を実施した集計結果を示しています。ただ、 $\chi^2$ 検定によって統計的有意差が認められた場合でも、集計結果の解釈が難しいものも少なくないことから、各項目への回答を、人権意識の低い方から高い方へ順序尺度になるように、1, 2, 3, 4と点数化し、平均値を求めて集計結果の解釈をしました。度数分布とクロス集計より以下のような知見を得ることができました。

- ① 「人権が尊重されている」ことへの理解については、年齢が低いほど進んでいると解釈されます。
- ② 「人権についての考え方」では、総じて、学生、公務員・教員が他の職種よりも人権意識が高い傾向にあります。
- ③ 結婚相手の条件について、自分の子どもの場合に子どもの意思を尊重する比率、そして、自分自身の場合に親戚に反対されても結婚する比率は、「1 外国籍・他民族の人」、「2 本人または家族に障害のある人」、「3 被差別部落出身の人」、「4 刑を終えて出所した人またはその家族」の順に下がっています。とりわけ、「刑を終えて出所した人またはその家族」では、子どもの結婚に反対したり、自分自身が諦めたりする人びとの比率は、「外国籍・他民族の人」、「本人または家族に障害のある人」、「被差別部落の人」の場合よりも相当に高い結果となっています。これまで取り上げられることが少なかったのですが、無視できない人権課題と言えます。
- ④ ここで取り上げた結婚相手の条件については、年齢が低いほど反対したり、諦めたりする比率が低い傾向にある点は評価できます。
- ⑤ 過去に人権を侵害された経験のある人は18%にもなります。そして、人権侵害を経験した人びとのなかで最も比率が高いのは、10年以上前の「学校でのいじめ」40.6%、「先生からの体罰・暴言など」21.5%となっています。「親からの虐待」13.7%も高い比率です。また、「職場でのいじめ、暴力、パワーハラスメントなど」は、10年以上前も、5～9年前も、1～4年前でも、総じて高い比率になっています。
- ⑥ 性別と被った人権侵害との関連において、性別未選択者は、男性、女性以上に、「K 性の多様性に関する不当な扱いや言動」、「P 性犯罪」の被害を受けてきたことがわかります。しかも、性別未選択者の被害経験者の中で、一番つらかった人権侵害として、「K 性の多様性に関する不当な扱いや言動」、「N あらぬうわさや悪口による、名誉・信用などの侵害」が高い比率を占めています。
- ⑦ 一番つらかった人権侵害は、「学校でのいじめ」22.7%、「職場でのいじめ、暴力、パワーハラスメント」19.1%となっており、人権侵害は、それを経験した人びとにとっては、年数が経ってもつらかったという思いは失せていないことが明らかになりました。

- ⑧ 一番つらかった人権侵害を受けた時の対応をみると、「家族や友人など信頼できる人に相談した」42.6%が最も高く、「相手に抗議した」14.8%、「職場や学校の相談窓口で相談した」10.2%となっています。他方で、「何もできなかった」34.0%、「どのようにしたらいいのかわからなかった」26.6%といった、“泣き寝入り”するしかなかったという比率の高さも無視できません。総じて、公的機関への相談の比率が極めて低いという結果になっています。
- ⑨ 一番つらかった人権侵害について、「解決した」48.4%、「部分的に解決した」16.8%、「解決していない」26.2%、「解決に向けて継続中」5.1%となっています。
- ⑩ 人権に関わる法律等の認知度は、「児童虐待防止法」と「DV防止法」は、「内容も含めて知っている」、「名前は聞いたことがある」を合わせると80%を超えています。次いで、「男女共同参画社会基本法」、「いじめ防止対策推進法」、「性同一性障害特例法」は70%を超えています。「部落差別解消推進法」、「高齢者虐待防止法」、「障害者虐待防止法」は60%程度です。他方、三田市における「三田市みんなの手話言語条例」、「三田市障害者共生条例」、「三田市犯罪被害者支援条例」の認知度が低い結果となっています。
- ⑪ 市役所にある人権に関する総合相談窓口について、「利用したことがある」0.1%、「知っているが、相談したことはない」27.2%、「知っているが、利用したいと思わない」2.2%、「知らない」68.5%であって、3人に2人以上が「知らない」という結果です。
- ⑫ 人権学習については、経験したかどうかのみならず、学習経験者の中でどれだけの人が「理解が深まった」のかを求めました。その結果、「1 学校の授業で学習したこと」は、回答者の85.4%が経験しており、受けた人の中で、「理解が深まった」比率は51.3%、「2 職場の研修で学習したこと」の経験者は44.1%であり、そのうち「理解が深まった」は56.5%、「3 地域の研修で学習したこと」の経験者は30.4%であり、そのうち「理解が深まった」は45.6%です。「4 PTAなど各団体の研修会で学習したこと」の経験者は31.6%、そのうち「理解が深まった」は49.0%です。
- ⑬ 「部落差別」に関する人権意識の中で平均値を比較すると、「6 部落差別をなくすために啓発活動に力を入れるべきだ」が最も低く、次いで、「5 今後も部落差別はなくなると思わない・逆」となっています。
- ⑭ 職種と部落差別に関する考え方との関連において、公務員・教員の意識は他の職種よりも高い傾向にあります。
- ⑮ 「障害のある人の人権」について、各項目の平均値を求めたところ、「1 身近に住む障害のある人が虐待を受けている疑いがあると感じたら、通報することが望ましい」3.6、「2 障害のある人にはかかわりたくない」3.3、「3 近所に障害者施設が建つのはいやだ」3.3、「4 障害のある人が地域で暮らせるようにサポートすることが望ましい」3.4、「6 障害のある人をじろじろみたり、避けたりすることは望ましくない」3.5となり、他の人権課題よりも相対的に高いと評価できます。
- ⑯ 「外国籍の人の人権」について、各項目の平均値を比較すると、「2 外国籍という理由でアパートを貸してもらえないのは仕方がない・逆」3.2、「3 外国籍の人が差別

的な言葉や行動を受けることは許せない」3.3、「5 ヘイトスピーチも言論の自由だ  
と思う・逆」3.2、「7 外国籍の人の国の歴史や文化を尊重すべきだ」3.3と、比較的  
高い数値となっています。しかし、「1 近所に外国籍の人が多く住んでいると治安が  
心配である・逆」2.8、「4 職場に外国籍の人が増えるのは好ましいと思う」2.9のよ  
うに、回答者の生活に直接に関わる事柄については数値が低くなっていることがわか  
ります。

- ⑰ 「外国籍の人の人権」に関して、総じて、公務員・教員、学生は他の職種よりも平均  
値が高い傾向が見られます。
- ⑱ 「子どもの人権」に関して、平均値を求めると、「6 大人はもっと子どもの意見に耳を  
傾けるべきだ」3.3と「7 子どもの前で、父親が母親（または、母親が父親）に暴力  
を振るったり暴言を吐いたりすることは子どもへの虐待である」3.6は平均値が高いの  
ですが、「4 不登校は本人の甘えも関係しているのではないかと思う・逆」2.8と「8  
子どもは大人の言うことに従うことが望ましい・逆」2.8は平均値が低いことがわか  
ります。また、「1 いじめは、いじめを受ける側にも問題があるのではないかと思う・  
逆」3.0、「2 親が、子どものしつけのために体罰を加えるのは仕方ない」3.1、「3 教  
師が、子どもを指導するために体罰を加えることも必要だ」3.2も高いとは言えません。
- ⑲ 性別と子どもの人権に関する意識との関連において、男性は、女性および性別未選択  
者よりも人権意識が低い傾向にあると解釈されます。
- ⑳ 子どもの人権に関して、学生、公務員・教員の人権意識が高いと解釈されます。
- ㉑ 「女性の人権」に関して各項目の平均値を求めると、「2 母親は子どもが3才ぐら  
いまでは育児に専念することが望ましい・逆」2.5、「7 女性が「土俵に上がれない」  
「祭りのみこしに乗れない、担げない」など女人禁制のしきたりがあるが、伝統として  
尊重すべきだ・逆」2.7、「8 女性は結婚する時、男性の姓を名乗るほうがよい・逆」  
2.8の数値が低いことがわかります。これらは男女不平等に関する項目です。
- ㉒ 「2 母親は子どもが3才ぐらいまでは育児に専念することが望ましい・逆」、「5 知  
り合いの女性から夫のDVについて相談を受けた場合、ふたりできちんと話し合いをす  
るように忠告したい・逆」、「6 男性も積極的に育児休業をとるべきだ」、「8 女性は結  
婚する時、男性の姓を名乗るほうがよい・逆」については、60歳代から30歳代まで年  
齢が下がるほど平均値は高くなっているのですが、20歳代、あるいは、10歳代で平均  
値が低下しており、保守化傾向がうかがえます。
- ㉓ 「高齢者の人権」に関して、各項目の平均値を求めると、「2 高齢者が能力を発揮で  
きるように就労や社会活動の機会を増やすべきだ」3.3と「6 高齢になっても高齢者施  
設であれ、住み慣れた地域であれ、生活するところを自分で選べるのが望ましい」3.5  
の数値が高くなっています。他方、「1 高齢者への虐待は、高齢者の方にも原因がある  
と思う」3.1、「4 高齢者に対する法的支援・医療支援は不十分だと思う」2.6、「7 高  
齢者に対する公的な（経済的）保障は十分だと思う・逆」2.7の数値は低くなっていま  
す。
- ㉔ 「性的指向・性別不合」の人権に関して、各項目の平均値を求めると、「2 性別不  
合については、受け入れたいと思う」3.2、「5 同性婚を認めても良いと思う」3.2、「6

トランスジェンダーの人も困らないようにトイレの施設整備や配慮をしていくのが望ましい」3.2、「8 職場に同性愛者の同僚・上司がいても問題ないと思う」3.3、「9 三田市の同性パートナーシップ宣誓制度は、賛成（理解できる）である」3.3は、高い数値となっています。他方、「3 家族から同性愛者とカミングアウトされたら受け入れられない」2.9、「4 同性のカップルが近所に住むのは気にならない」2.9、「7 家族から性別不適合とカミングアウトされたら受け入れられない」2.9の数値は低くなっています。性的指向・性別不適合に関しては、一般論としては容認できるが、回答者に直接に関わる事柄については容認できないという人びとが少なくないことがわかります。

- ②⑤ 性的指向・性別不適合の人びとに関する人権意識については、年齢の低いほど人権意識は高いと解釈されます。年齢とも関連して、職種では、学生の人権意識が最も高くなっています。
- ②⑥ 「犯罪被害者の方やその家族に関する人権」に関して、各項目の平均値を求めると、「2 犯罪被害者の方やその家族のことを好奇心でみてしまうのは好ましくない」3.5、「3 犯罪被害者の方やその家族への過剰な取材や報道は制限すべきだ」3.7と高い数値となっています。
- ②⑦ 「人権さんだ」について、「よく読んでいる」は、12.7%、「ときどき読んでいる」36.8%、「あまり読んでいない」33.3%、「人権さんだ」そのものを知らない」16.5%となっています。約半数の人が「あまり読んでいない」、もしくは、「人権さんだ」そのものを知らない」という結果となっています。

## (2) 2007年調査と2020年調査の比較

下記の表17は、2007年調査と2020年調査と共通の項目について変化を確認するために平均値を求めたものです。

表 17

人権課題	各項目	調 2 査 0 平 2 均 0 値 年	調 2 査 0 平 0 均 7 値 年
問5 人権に関する法律の認知度	5 高齢者虐待防止法	1.7	1.6
	7 児童虐待防止法	2.3	2.2
	8 DV防止法	2.2	2.1
問8 「部落差別」に関することから	1 そっとしておけば部落差別はなくなる・逆	2.8	3.2
問10 「外国籍の人の人権」に関することから	1 近所に外国籍の人が多く住んでいると治安が心配である・逆	2.8	3.0
問11 「子どもの人権」に関することから	2 親が、子どものしつけのために体罰を加えるのは仕方ない・逆	3.1	2.4
	3 教師が、子どもを指導するために体罰を加えることも必要だ・逆	3.2	
問12 「女性の人権」に関することから	2 母親は子どもが3才ぐらいまでは育児に専念することが望ましい・逆	2.5	2.2
	7 女性が「土俵に上がれない」「祭りのみこしに乗れない、担げない」など女人禁制のしきたりがあるが、伝統として尊重すべきだ・逆	2.7	2.6
	8 女性は結婚する時、男性の姓を名乗るほうがよい・逆	2.8	2.2